

知っておくべき 障害者差別解消法の考え方

- 不当な差別的取扱い、合理的配慮、事前的改善措置 -

障害者権利条約批准から5年、障害者差別解消法施行から3年が経とうとしています。しかし、中央省庁による障害者法定雇用率水増しの事実からも示唆される通り、障害者の権利擁護の水準は未だに低いと言わざるを得ません。障害者に対する合理的配慮提供が法的に義務化されている国立大学法人として、また地域社会に発信力のある高等教育機関として、障害者の社会参画推進のために何をしなくてはならないのか、そして何をしていくべきなのかについて、最新の動向も踏まえてもう一度法律の趣旨や合理的配慮とは何かなど基本的考え方について学びましょう。

2019年

2月28日 (木)

13:30~15:30

場所 高知大学朝倉キャンパス
メディアの森6F メディアホール



講演者 **川島 聡 氏** (岡山理科大学経営学部准教授)

東京大学大学院経済学研究科特任研究員、内閣府障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）差別禁止部会構成員、ハーバード・ロースクール客員研究員、東京大学先端科学技術研究センター客員研究員等を経て現職。国際人権法、障害法を専門とする法学者で、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会理事。

プログラム

開会挨拶：13:30-13:40 奥田 一雄 (高知大学副学長)

講演：13:40-14:55 川島 聡 (岡山理科大学経営学部准教授)

質疑応答：14:55-15:25

閉会挨拶：15:25-15:30 岩崎 貢三 (高知大学学生総合支援センター長)

申し込み先E-mail：gs-kensyu@kochi-u.ac.jp

2月21日 (木) まで事前予約してください。



問い合わせ先：高知大学学生総合支援センター特別修学支援室

TEL: 088 (888) 8037

E-mail: shugakushien@kochi-u.ac.jp



参加費：無料

対象者：本学全構成員、教育・福祉関係者
注) 駐車料金 (500円) ががかかります

障害があつて合理的配慮が必要な方は、1月31日 (木) までにご連絡ください。